スマートシティ・脱炭素分野のスタートアップ支援等に係る連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）、一般社団法人OSAKAゼロカーボン・スマートシティ・ファウンデーション（以下「乙」という。）及びハックベンチャーズ株式会社（以下「丙」という。）は、スマートシティ・脱炭素分野のスタートアップ支援等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携することにより、府民のQoL向上に資するスマートシティ化の実現のためDX GXを推進することを目的とする。

(連携事項)

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、大阪府内を中心に事業活動を行うスタートアップ及び中小企業（以下「スタートアップ等」という。）に対し、スマートシティ化や脱炭素社会実現等に資する新事業の創出及び成長促進に係る次の各号について連携及び協力して取り組むものとする。

1. 丙は「Regional DX GX Fund」（以下、「RDGF」という。）を通じ、大阪府内を中心に事業を展開するスタートアップ等を支援する。
2. 乙及び丙はDX GXに関する情報発信やセミナー開催等を実施する。
3. 甲が大阪スマートシティパートナーズフォーラムのプロジェクト等の事業を通じ推進するDX GXに関する取組について、乙及び丙は支援する。
4. その他前条の目的に資するものとして、甲、乙及び丙の全ての同意により必要と認められる取組を実施する。

（守秘義務等）

第３条　甲、乙及び丙は、既に公知となっている情報及び法令に定めのある場合を除き、連携事項を実施するために知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩し又は本協定の目的以外の目的で利用してはならない。

２　本協定の有効期間満了後も第１項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第４条　甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

２　法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

（協定の変更）

第５条　甲、乙及び丙のいずれかが協定書の内容について変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要があれば変更を行うものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結日より１年間とする。なお、期間満了日の１か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了の翌日から１年間継続するものとし、その後も同様とする。ただし、RDGFの存続期間満了又は解散があった場合は、その日をもって終了とする。

２　甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前まで

　に書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（反社会的勢力への基本的対応）

第７条　甲、乙及び丙は、RDGFに対する反社会的勢力の関わりを防ぐため、連携して取り組んだ企業等について、反社会的勢力に係る情報を入手した場合には、可能な範囲で相互に情報を共有し、丙は早期の関係解消に向けて協議するものとする。

（事業に関する責任）

第８条　RDGFの事業に関わる全ての責任は、丙が負うものとする。

（疑義の決定）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、

1. 乙及び丙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

　以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年２月28日

甲：大阪府

大阪府知事　 吉村　洋文

乙：大阪府岸和田市地蔵浜町１１番地の１

一般社団法人OSAKAゼロカーボン・スマートシティ・ファウンデーション

代表理事　 田中　靖訓

丙：大阪府大阪市北区角田町１番１２号阪急ファイブアネックスビル

ハックベンチャーズ株式会社

代表取締役　 金沢　崇